

豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査

調査報告書

令和7年3月4日

豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会

目次

第1	調査の目的・経緯	1
第2	調査委員会について	1
1	委員会の役割	1
2	委員会の構成	1
3	委員会の開催状況	2
第3	調査概要・結果	2
1	調査概要	2
2	調査結果	3
第4	調査結果の評価	5
第5	特記事項	5
第6	まとめ	6
	巻末資料	7

第1 調査の目的・経緯

令和6年11月10日執行の豊橋市長選挙で、長坂市長の関係者が選挙期間中に配布した法定ビラ1号で引用された記事に関して、令和6年12月豊橋市議会定例会における一般質問がなされ、当該記事のうちパワーハラスメントに関する部分（以下「本件事案」という。）について、豊橋市に調査することを求めた。

これを受けて、豊橋市は本件事案の調査を行うこととし、豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会設置要綱を策定し、豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会（以下「本調査委員会」という。）が設置された。

第2 調査委員会について

1 委員会の役割

本調査委員会は、本件事案に係る調査、検証、及び評価（以下「調査等」という。）を公平かつ公正に行うことを目的とし、その結果を市長に報告する役割を担う。

2 委員会の構成

(1) 構成

本調査委員会は、次の9名で構成される。（「○」は委員長）

氏名	所属団体等
○島村 喜一	豊橋市 副市長
杉浦 康夫	豊橋市 副市長
山西 正泰	豊橋市 教育委員会 教育長
木和田 治伸	豊橋市 上下水道局 水道事業及び下水道事業管理者
本橋 由行	豊橋市 消防本部 消防長
広地 学	豊橋市 総務部長
赤本 優	弁護士
菅生 剛弘	弁護士
岩崎 正弥	愛知大学 地域政策学部教授

(2) 事案に係る委員

次の委員3名について、本件事案のうち、秘書に係る部分と関係性がある職務に就いていたと認められる。

- ・杉浦委員 …令和3年4月1日から現在まで副市長として企画部を所管
- ・広地委員 …令和4年4月1日から令和6年3月31日まで企画部長として秘書課を所管
- ・木和田委員 …平成31年4月1日から令和4年3月31日まで企画部長として秘書課を所管

※前市長の任期（令和2年11月17日～令和6年11月16日）

（3）事務局

本調査委員会に事務局を設置し、総務部人事課職員5名（人事課長、課長補佐2名、主査1名、担当1名）を事務局員とした。事務局では連絡等の庶務業務、及び本調査委員会の管理のもとで調査実務を行った。

3 委員会の開催状況

	開催年月日	議題	決定事項等
第1回	令和7年2月10日	・調査の実施について	・調査方法及び実施を決定
第2回	令和7年2月20日	・調査結果の報告 ・調査報告書（案）について	・調査報告書（案）の協議 ・調査報告書の決定
第3回	令和7年3月4日	・外部への一部情報提供による会議及び調査報告書への影響について	・影響が無かったことを確認

第3 調査概要・結果

1 調査概要

（1）調査対象とする事案

法定ビラの記事のうち「パワーハラスメントに関する部分」のみを調査対象とした。また、本件事案の調査は、市が設置している苦情相談窓口で職員からの訴えが無かった中での調査であるため、本件事案とは関係が無いと認められる事案の回答があった場合は、従来のハラスメント対応の枠組みで対応する。

（2）パワーハラスメントに関する部分

前市長による、①新幹線の車内又は改札付近での職員に対する言動、②秘書2名に対する

言動、の2点とした。

(3) 新幹線の車内等の事案に係る調査

市長出張時に随行する職員が秘書課職員に限られないこと、また、人事異動があることから、調査対象は、常勤職員及び再任用短時間勤務職員（原則、消防職、保育職、現業職及び医療職除く。）とした。

調査方法は「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、調査項目を回答することにより行う。

(4) 秘書課職員の事案に係る調査

令和2年度から令和5年度の間、秘書課に在課していた職員に対して、1名ずつヒアリングを行った。前市長の在任期間中に異動した秘書が在課していた期間とした。

(5) 秘密の保持

本調査で得られた情報は秘匿性が高いことから、秘密の保持を徹底するとともに、調査に協力した職員の正当な権利利益を侵害することがないように注意を払った。

2 調査結果

(1) 新幹線の車内等に係る調査

ア 調査期間

令和7年2月10日から令和7年2月19日

イ 対象者数

1, 860人（調査日時点で在職している常勤職員及び再任用短時間勤務職員）

※原則、消防職、保育職、現業職及び医療職は除く。

ウ 調査方法

①対象となる職員に電子メールを送付し、行政情報端末から同メール内のURLから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、調査項目を回答することにより実施した。

②電子メールで調査対象者名簿を送付し、対象職員が該当の有無を確認できるようにした。

③育児休業等で休職中の職員は、行政情報端末が実質使用できないため回答不要とした。

④回答内容により必要に応じてヒアリングを実施するため、記名式とした。

エ 調査項目

- ・ 回答者の職員番号・氏名

問1 新幹線の車内又はその改札口で、前市長から、「どたける（三河・遠州地方の言葉で「暴れる・怒鳴り散らす」の意）」といった言動を受けた又は目撃の有無。

問2 （問1がある場合）いつ頃の出来事か、どのような場面・経緯で行われたか、どのような行為（言葉）か。

オ 集計結果

回答者数 1, 526人（回答率 82.04%）

未回答者数 334人（うち、育児休業等で休職中の職員は90人）

問1に対する回答 「ある」が1人 「ない」が1, 525人

問2の具体的な内容について（記載のあった1人。個人が特定される部分は除いた。）

- ・ 小学校の防災訓練時、あいさつ前の準備の段階で、前市長が車から降りる際に、秘書が前市長の靴紐を結んでいた。

(2) 秘書課職員の事案に係る調査

ア 調査期間

令和7年2月12日から令和7年2月18日

イ 対象者数

14人（令和2年度から令和5年度の間に秘書課に在課していた職員）

ウ 調査方法

①場 所 健康相談室（豊橋市役所本庁舎西館6階）で1人ずつヒアリングを実施

②時 間 1人当たり5分程度

③実施者 総務部人事課長、公平委員会書記長（総務部行政課長が兼務）の2名

エ 調査項目

問1 秘書課在課期間中、前市長から「どたける（三河・遠州地方の言葉で「暴れる・怒鳴り散らす」の意）」、「業務上の叱責を超える発言、例えば、お前こんなこともできないのか」といった言動を受けた又は目撃の有無。

問2 （問1がある場合）いつ頃の出来事か、どのような場面・経緯で行われたか、どのような行為（言葉）か。

問3 （問1がある場合）「問1」による言動が原因で、体調不良になったことはあ

るか。また、秘書課内で同様の理由で、体調不良となった職員を知っているか。

問4（問3がある場合）体調不良により業務に支障は出たか。（他の職員の場合、業務に支障が出ていた様子だったか。）

オ ヒアリング結果

問1に対する回答が全員「なし」であった。問2以降の質問は行っていない。

第4 調査結果の評価

以上の調査結果を踏まえて、本調査委員会では評価について次のとおり判断した。なお、調査により得られた事案について、具体的な内容が調査対象事案と異なることが明白である場合は、評価対象外とした。

（1）新幹線の車内等に係る調査

調査項目の回答について、評価対象とする事案は確認できなかった。

なお、調査項目の問1で「ある」の回答（1人）について具体的な内容を確認したところ、場所及び言動が調査対象事案とは明らかに異なるため、評価対象外とした。

（2）秘書課職員の事案に係る調査

調査項目の問1について、ヒアリングの結果、全員「なし」であったため、評価対象とする事案は確認できなかった。

第5 特記事項

第2回調査委員会の終了後に明らかとなった、2月19日時点における外部への一部情報提供について、第2回調査委員会の会議、及び2月20日時点での調査報告書に影響を及ぼしたかどうか、本調査委員会では当該事実を踏まえた上で確認を行う必要が生じたため、第3回調査委員会を開催した。

第3回調査委員会では、当該情報提供の内容について事実確認を行った上で、その影響について協議したところ、当該事実及び設置要綱第2条の趣旨に鑑みて、影響は無かったことを確認した。

第6 まとめ

本調査委員会は、選挙期間中に配布された法定ビラ1号で引用された記事のうち、パワーハラスメントに関する部分について調査するため設置され、令和7年2月10日から令和7年3月4日まで計3回にわたり会議を開催し、本件事案の調査、検証、及び評価を行った。

「新幹線の車内等に係る調査」では、パワーハラスメントに関する事案は確認できず、「秘書課職員の事案に係る調査」においても対象者全員にヒアリングを行ったが、同様にパワーハラスメントに関する事案は確認できなかった。

以上を本調査委員会の調査結果として報告する。

巻末資料

- 資料1 豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会設置要綱
- 資料2 豊橋市職員に対するアンケート調査実施要領
- 資料3 豊橋市職員に対するアンケート調査票

豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市附属機関設置条例（令和6年豊橋市条例第3号）第4条の規定に基づき、豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この調査委員会は、令和6年11月10日執行の豊橋市長選挙で配布された法定ビラ1号で引用された記事のうちパワーハラスメントに関する部分（以下「本件事案」という。）に係る調査、検証、及び評価（以下「調査等」という。）を公平かつ公正に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 調査委員会は、本件事案に係る調査等を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、9人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 両副市長
- (2) 水道事業及び下水道事業管理者
- (3) 教育長
- (4) 消防長
- (5) 総務部長
- (6) 法律に関し識見を有する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱した者 3人

(任期)

第5条 委員の任期は、本件事案に係る第8条の報告が完了する日までとする。

(委員長)

第6条 調査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、島村副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席若しくは文書等の提出を求め、又は調査することができる。

5 委員は、本件事案のうち自己に関係ある事案の評価に加わることはできない。

(調査等の報告)

第8条 委員長は、第3条に規定する調査等を終えたときには、その結果を文書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたとき、当該報告の内容について、委員会又は委員長に対して、質疑をすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

2 この要綱は、第8条による報告を完了した日限り、その効力を失う。

豊橋市職員に対するアンケート調査実施要領

1. 目的

令和6年11月10日執行の豊橋市長選挙で配布された法定ビラ1号で引用された記事のうちパワーハラスメントに関する部分（以下「本件事案」という。）に係る調査、検証及び評価を公平かつ公正に行うため、令和7年1月31日付けで「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査委員会」を設置しました。

この調査票は、本件事案のうち、「新幹線の車内、又はその改札口で行われたとされる前市長の言動」について、調査を実施するものです。

2. 対象者

調査日時点で在職している常勤職員及び再任用短時間勤務職員

※原則、消防職、保育職、現業職及び医療職は除く。

※調査対象者名簿を送付しますので、該当の有無を確認していただき、回答をお願いします。

なお、育児休業等で休職中の職員は回答不要です。

3. 回答期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月19日（水）

4. 回答方法

行政情報端末から「あいち電子申請・届出システム」にアクセスして回答してください。

※依頼メール中のURLからアクセスしてください。

5. 注意事項

本アンケート調査は、回答内容により後日ヒアリングを実施することがありますので、記名式としています。

6. 集計

調査結果の集計は、本調査委員会の事務局職員が行い、調査委員会の会議で報告します。回答いただいた情報、特に個人の特定につながる情報の取り扱いには細心の注意を払います。

プレビュー 豊橋市職員に対するアンケート調査

豊橋市職員に対するアンケート調査

職員番号を入力してください。 **必須**

氏名を入力してください。 **必須**

問 1 **必須**

あなたは、新幹線の車内、又はその改札口で、前市長から自分自身又は他の職員に対して「どたける（三河・遠州地方の言葉で「怒れる・怒鳴り散らす」の意）」といった言動を受けた又は見たことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない（これで調査は終わりです。）

選択解除

問 2 具体的な日時、場所、言動の内容について教えてください。可能な限り具体的に記載してください。

いつ頃の出来事ですか。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

入力文字数： 0 / 1000

どのような場面、経緯で行われたものですか。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

入力文字数： 0 / 1000

どのような行為（言葉）ですか。 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります



入力文字数：0/1000

閉じる

【システム操作に関するお問い合わせ先（コールセンター）】
TEL:0120-464-119（フリーダイヤル）
携帯電話を御利用の場合は TEL:0570-041-001（ナビダイヤル）
（平日 9:00~17:00 年末年始除く）
FAX:06-6733-7307
電子メール: help-shinsei-aichi@s-kantan.com
（迷惑メール対策等を行っている場合には、help-shinsei-aichi@s-kantan.comからのメール受信が可能な設定に変更してください。）

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】
直接担当課にお問い合わせください。